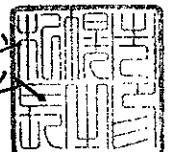


札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月4日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第30号

札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例
(平成26年条例第50号) の一部を次のように改正する。

(1) 第11条第3項の表1の項中「30人」を「25人」に改め、同表2の

項中「20人」を「15人」に改める。

(2) 第14条を次のように改める。

(業務継続計画の策定等)

第14条 幼保連携型認定こども園の設置者は、感染症や非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施するための、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(3) 附則第5条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

(札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第2条 札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年条例第2号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第5条第1項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。
- (2) 第8条第1項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(札幌市児童福祉法施行条例の一部改正)

第3条 札幌市児童福祉法施行条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第8条第9項、第9条第9項及び第57条の3第3項中「入所している」を「通所している」に改める。
- (2) 第71条の10中「第41条の2」の次に「、第43条の2、第43条の3第1項」を加える。
- (3) 第79条中「第41条の2」の次に「、第43条の2、第43条の3第1項」を加え、「「第71条の9」を「「第79条において準用する第71条の9」に、「第71条の8中」を「第71条の8第3項中」に改める。
- (4) 第138条の47第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。
- (5) 第138条の49第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。
- (6) 第182条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。
- (7) 第216条第5項中「入所している」を「通所している」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設又は同条第7項に規定する小規模保育若しくは同条第9

項に規定する事業所内保育を行う事業所であって、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるとして市長が別に定めるものについては、市長が別に定める日までの間、第1条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項、第2条の規定による改正後の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第3条の規定による改正後の札幌市児童福祉法施行条例第138条の47第2項第3号及び第4号（同条例第138条の60において準用する場合を含む。以下同じ。）、第138条の49第2項第3号及び第4号（同条例第138条の62において準用する場合を含む。以下同じ。）並びに第182条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第11条第3項、第2条の規定による改正前の札幌市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第3条の規定による改正前の札幌市児童福祉法施行条例第138条の47第2項第3号及び第4号、第138条の49第2項第3号及び第4号並びに第182条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。